

(別紙 3 - 1 きんめだい太平洋系群)

第 1 水産資源

きんめだい太平洋系群

第 2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における親魚量の資源水準を維持する。なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

東京都漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度を向上させる。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙 3-2 たかべ太平洋中・南部系群)

第 1 水産資源

たかべ太平洋中・南部系群

第 2 資源管理の方向性

東京都が行う資源評価において判断される中位以上の資源水準を維持する。なお、国が行う資源評価により、海域全体の資源状態等が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

東京都漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙 3 - 3 めだい中央系群)

第 1 水産資源

めだい中央系群

第 2 資源管理の方向性

東京都が行う資源評価において判断される中位以上の資源水準を維持する。なお、国が行う資源評価により、海域全体の資源状態等が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

東京都漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙 3 - 4 いせえび太平洋中・南部系群 (伊豆諸島周辺海域))

第 1 水産資源

いせえび太平洋中・南部系群 (伊豆諸島周辺海域)

第 2 資源管理の方向性

東京都が行う資源評価において判断される中位以上の資源水準を維持する。なお、国が行う資源評価により、海域全体の資源状態等が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

東京都漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙 3 - 5 いせえび太平洋中・南部系群 (小笠原諸島周辺海域))

第 1 水産資源

いせえび太平洋中・南部系群 (小笠原諸島周辺海域)

第 2 資源管理の方向性

東京都が行う資源評価において判断される中位以上の資源水準を維持する。なお、国が行う資源評価により、海域全体の資源状態等が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

東京都漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙 3-6 とこぶし太平洋中・南部系群)

第 1 水産資源

とこぶし太平洋中・南部系群

第 2 資源管理の方向性

東京都が行う資源評価において判断される資源の動向を令和 10 年までに増加させることを目指す。なお、国が行う資源評価により、海域全体の資源状態等が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

東京都漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙 3 - 7 かんぱち伊豆諸島周辺海域)

第 1 水産資源

かんぱち伊豆諸島周辺海域

第 2 資源管理の方向性

東京都が行う資源評価において判断される中位以上の資源水準を維持する。なお、資源評価において評価指標等が更新された場合には、その結果を用いて本方向性を見直すこととする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

東京都漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙 3-8 はまだい小笠原諸島周辺海域)

第 1 水産資源

はまだい小笠原諸島周辺海域

第 2 資源管理の方向性

東京都が行う資源評価において判断される中位以上の資源水準を維持する。なお、資源評価において評価指標等が更新された場合には、その結果を用いて本方向性を見直すこととする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

東京都漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙 3-9 はまとびうお伊豆諸島周辺海域)

第 1 水産資源

はまとびうお伊豆諸島周辺海域

第 2 資源管理の方向性

東京都が行う資源評価において判断される資源の動向を令和 10 年までに増加させることを目指す。なお、資源評価において評価指標等が更新された場合には、その結果を用いて本方向性を見直すこととする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

東京都漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙 3-10 むつ類伊豆諸島周辺海域)

第 1 水産資源

むつ類伊豆諸島周辺海域

第 2 資源管理の方向性

東京都が行う資源評価において判断される中位以上の資源水準を維持する。なお、資源評価において評価指標等が更新された場合には、その結果を用いて本方向性を見直すこととする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

東京都漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙 3-11 むろあじ類伊豆諸島周辺海域)

第 1 水産資源

むろあじ類伊豆諸島周辺海域

第 2 資源管理の方向性

東京都が行う資源評価において判断される資源の動向を令和 10 年までに増加させることを目指す。なお、資源評価において評価指標等が更新された場合には、その結果を用いて本方向性を見直すこととする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

東京都漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙 3-12 そでいか小笠原諸島周辺海域)

第 1 水産資源

そでいか小笠原諸島周辺海域

第 2 資源管理の方向性

東京都が行う資源評価において判断される中位以上の資源水準を維持する。なお、資源評価において評価指標等が更新された場合には、その結果を用いて本方向性を見直すこととする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

東京都漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙 3-13 てんぐさ伊豆諸島周辺海域)

第 1 水産資源

てんぐさ伊豆諸島周辺海域

第 2 資源管理の方向性

東京都が行う資源評価において判断される資源の動向を令和 10 年までに増加させることを目指す。なお、資源評価において評価指標等が更新された場合には、その結果を用いて本方向性を見直すこととする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

東京都漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。